

岩手県告示第846号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 野田村
- 2 都市計画事業の種類及び名称 久慈都市計画公園事業5・5・1号十府ヶ浦公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年岩手県告示第176号、平成27年岩手県告示第930号及び平成28年岩手県告示第506号の事業地のうち野田村大字野田地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成25年3月15日から平成30年3月31日まで